

ぐんぎんWEB口座 特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、ぐんぎんWEB口座（個人のお客さま専用の、通帳を発行しない普通預金口座および総合口座取引をいい、以下「WEB口座」といいます。）の利用にあたり適用される事項を定めます。

なお、この特約は、インターネット支店における取引には適用されません。

- (2) この特約に定めのない事項については、当行普通預金規定、定期預金規定、総合口座取引規定、キャッシュカード規定、《GBダイレクト》インターネットバンキング利用規定等その他諸規定（以下「諸規定」と総称します。）に従って取扱います。

なお、この特約と諸規定とが相違する場合は、この特約が優先して適用されるものとします。

2. (利用条件)

- (1) WEB口座の利用には、当該口座について、キャッシュカードの発行、および《GBダイレクト》インターネットバンキングサービス（以下、「インターネットバンキング」といいます。）の利用口座への登録を行うことが条件となります。

- (2) WEB口座に関し、キャッシュカードの廃止、インターネットバンキングの利用口座からの削除を行う場合、またはインターネットバンキングの解約を行う場合は、6. に定める有通帳口座への切替えが必要となります。

3. (取引履歴の照会)

WEB口座の取引履歴は、インターネットバンキングにてお客さま自身が照会することとします。

4. (WEB口座の利用手続き)

WEB口座は預金口座開設申込時に、群馬銀行アプリ、GBオンラインアプライ、または当行店舗窓口で「WEB口座」の利用を選択することにより利用できます。

5. (有通帳口座からWEB口座への切替え)

- (1) 通帳を発行している普通預金口座および総合口座（以下、「有通帳口座」といいます。）は、当行所定の方法により、WEB口座へ切替えることができます。切替え手続完了後は、当該口座の通帳はご利用いただけなくなります。

- (2) 前項にかかわらず、次の場合はWEB口座への切替えはできません。

- ①切替え希望口座のキャッシュカード、印章の何れかについて紛失の届出がある場合
- ②切替え希望口座の通帳紛失の届出があり、インターネットバンキングを利用して切替える場合
- ③切替え希望口座から弁済を行うカードローン（一部商品）のご契約がある場合

- ④切替え希望口座に関し、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された旨の届け出がされている場合
- ⑤その他当行がWEB口座の利用を不適当と認める場合

6. (WEB口座から有通帳口座への切替え)

WEB口座は、当行所定の申込書に記名、届出の印章を押印し、キャッシュカードおよびご本人を確認できる当行所定の資料とともに提出することにより、有通帳口座へ切替えることができます。

7. (お取引の方法)

- (1) WEB口座は、原則次の方法でお取引いただきます。
 - ①インターネットバンキング
 - ②当行または当行と提携している金融機関等の現金自動預金支払機（以下「ATM等」という。）
- (2) 次の場合は店舗窓口でお取引いただけます。その場合、キャッシュカード、届出の印章およびご本人を確認できる当行所定の資料をご持参のうえ、お申し出ください。なお、預金の預入にあたって、受領書・領収証等は発行しません。
 - ①故障、システム障害等によりATM等またはインターネットバンキングでの取引ができない場合
 - ②ATM等またはインターネットバンキングで取扱できない取引をする場合
 - ③その他当行が店舗窓口での取扱いが必要と認めた場合
- (3) WEB口座の場合、通帳が必要となるATM等でのお取引は取扱いできません。

8. (WEB口座の解約)

WEB口座の解約（WEB口座を利用している預金口座の解約）は、店舗窓口で受付けます。その場合、キャッシュカード、届出の印章およびご本人を確認できる当行所定の資料をご持参のうえ、お申し出ください。

9. (成年後見人等の届け出)

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始され、当行にその旨の届け出がされた場合には、WEB口座から有通帳口座へ切替えさせていただきます。

10. (特約の変更等)

この特約の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、預金者に通知することなく、変更できるものとします。この場合、店頭への表示その他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。

以 上

※最新の規定は、当行ホームページまたは店頭でご確認ください。